明治三十三年五月三十一日　第三種郵便物認可　官報（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷　独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○サイバー犯罪に関する条約のフィリピン共和国の加入に関する件（外務一六五）　一
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産九二二）　一
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同九二三）　五
○水先人に免許を与えた件（国土交通六二九）　六
○測量に関する専門の養成施設の事項の変更の届出があった件（同六三〇）　六
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件（防衛九一）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一七三）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕

内閣　七
札幌市　七
仙台市　七
横浜市　七
静岡市　七
名古屋市　七
堺市　七
神戸市　七
広島市　七
福岡市　七

〔叙位・叙勲〕

諸事項　八

〔公告〕

諸事項　八

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係　八
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
総務省共済組合定款の一部変更関係　八
会社その他

告示

○外務省告示第百六十五号

フィリピン共和国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の加入書を平成三十年三月二十八日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年七月一日にフィリピン共和国について効力を生ずる。

（平成三十年四月六日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成三十年四月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第九百二十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

I　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26778号
2　品種登録の年月日　平成30年4月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Actinotus helianthi Labill.
4　登録品種の名称　フェアリームーン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　岐阜県　岐阜県岐阜市薮田南二丁目1番1号
7　出願公表の年月日　平成26年7月14日

1　品種登録の番号　第26779号
2　品種登録の年月日　平成30年4月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Actinotus helianthi Labill.
4　登録品種の名称　ファンシーマリエ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　岐阜県　岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号
7　出願公表の年月日　平成27年7月27日

1　品種登録の番号　第26780号
2　品種登録の年月日　平成30年4月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Begonia L.
4　登録品種の名称　BKPBEBVWT
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　Beekenkamp Plants B.V.　Korte Kruisweg 141, 2676BS Maasdijk, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成27年11月27日

1　品種登録の番号　第26781号
2　品種登録の年月日　平成30年4月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Begonia L.
4　登録品種の名称　ラブミーモア
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　富岡和彦　佐賀県唐津市七山藤川334番第1番地
7　出願公表の年月日　平成28年2月26日

1　品種登録の番号　第26782号
2　品種登録の年月日　平成30年4月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華顕美（こっかけんび）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　株式会社国華園　大阪府和泉市善正町10番地
7　出願公表の年月日　平成27年7月3日